

仕 様 書

1 件 名

オンライン英会話教室事業業務委託

2 履行期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3 履行場所

港区立中学校10校等（別紙1「履行場所一覧」のとおり）

4 目的及び到達目標

オンライン英会話教室（以下「英会話教室」という。）を通して、個々の希望に沿ったきめ細やかな指導を行うことで実践的な英語でやり取りする力の育成を図り、発達段階を考慮した授業時間外の学びの時間を充実させ、真の国際人としての資質を育成することを目的とする。

到達目標における最低限の基準としては、受講した全ての生徒において、東京都教育委員会が実施する中学校英語スピーキングテスト（ESAT-J）で、中学校1年生及び中学校2年生はエクセレント、中学校3年生はグレードAのスピーキング能力を身につけることとする。目標の基準としては、CEFR（ヨーロッパ共通参照枠）に準拠し、B1レベルの英語スピーキング能力を身につけることを目標の目安とする。

5 業務内容

受注者は、発注者及び学校との協議・調整のもと、中学校1年生から中学校3年生までの生徒を対象に、英語を公用語とする国や地域に居住経験のある外国人講師による英会話教室を以下のとおりの内容で実施すること。

なお、レッスン回数について5月から3月までの期間で年間400回の実施とし、夏季休業期間、冬季休業期間、春季休業期間は実施しないものとする。回数の詳細については別紙「レッスンスケジュール表」のとおりとする。

(1) グループレッスン

別紙2「レッスンスケジュール表」（Aグループ・Bグループの2パターンで実施。以下同じ）のとおり、原則水曜日に発注者が指定する中学校10校で、4名までの生徒に対して1グループを作成し、グループレッス

ンを行うものとし、レッスン時間については1時間を原則とする。外国人講師はオンラインでレッスンを行い、生徒は原則、中学校に参集しレッスンを受講する。ただし、希望する場合は、自宅からでのオンラインでのレッスンの受講も可能とする。グループレッスンについては360名を上限とし、原則各学年3グループずつの合計9グループがレッスンを受講できるように行うこと。また、1グループにつき、原則月2回レッスンをを行うものとする。

(2) マンツーマンレッスン

別紙「レッスンスケジュール表」のとおり、生徒が指定する月曜から金曜までの曜日・時間帯（16時半～18時半のいずれかの時間）で、レッスン時間は30分を原則とする。外国人講師はオンラインでレッスンを行い、生徒は区が貸与しているGIGAスクール端末を利用し、自宅からオンラインで英会話レッスンを受講する。生徒の上限は40名とし、40名を超える応募があった場合は発注者と協議すること。また生徒1名につき、原則月2回レッスンをを行うものとする。

(3) 生成AIを活用した英会話アプリケーション等

ア アプリケーションの利用開始前に生徒や保護者への説明を行うこと。

イ 各生徒のアプリケーションの進捗を確認し、受注者に報告すること。進捗が芳しくない生徒については、受注者がフォローを行い、アプリケーションの活用が進むようにすること。

ウ レッスン外も生徒がアプリケーションを自習用等に利用できるようにすること。

(4) 事前・事後検証

英会話教室の効果を測るため、5月にグループわけの参考とする実力テスト、3月に習熟度テストを実施すること。

※検証方法及び内容については、受注者が提案すること。

(5) 管理業務

ア 英会話教室に参加したい生徒の希望を、オンライン上で受付する仕組みを整え、提供すること。

イ 受付した生徒に対して英会話教室の実施概要等を説明した説明動画を準備し、生徒に配布すること。

ウ マンツーマンレッスンの希望曜日・時間帯を集約し、生徒が受講できるよう調整を行うこと。

エ 外国人講師が使用するICT機器の準備をすること。

オ 学校でのグループレッスン当日に確実に英会話教室が実施できるよう、事前に、実施する学校を訪問し、端末やオンラインツール、通信環

境のテスト等、必要な事項の確認及び調整を行うこと。

カ 生徒の自宅で、確実に英会話教室が確実に実施できるよう、専用のヘルプデスクを設け、受講する生徒や保護者からの問合せ対応を行うこと。

キ 学校での英会話教室の実施時には、ICT機器の取扱い及び外国人講師との連絡・調整に優れた者を学校に配置し、英会話教室の進行管理を含め、確実に実施できる体制を整えること。

ク レッスンの出欠席について管理し、必要に応じて保護者に連絡を行うこと。

ケ 実施内容については、事前に発注者と打合せを行い、到達目標に寄与する指導案及び教材を作成し、提供すること。

6 外国人講師の条件

本業務の履行に係る外国人講師は以下の条件を全て満たす者とする。

- (1) 英語を公用語とする国や地域に居住経験があり、標準的な英語を使用する者
- (2) 心身ともに健康である者
- (3) 本業務の履行に必要な水準の指導技術を有する者
- (4) 港区の国際理解教育プログラムを理解し、積極的に生徒と交流し、親しみやすい指導者として人格的に優れている者
- (5) 中学校学習指導要領及びその他業務遂行に必要な研修が終了している者

7 業務実施計画書及び業務実施報告書の提出

(1) 業務実施計画書

ア 受注者は、業務実施に当たり、実施方法等を記載した業務実施計画書を契約開始後、発注者に速やかに提出し、発注者の承認を得ること。

イ 受注者は、上記アにより提出した内容を変更する場合は、発注者の承諾を得なければならないものとする。なお、発注者の承諾を得て変更する場合、新たな業務実施計画書を速やかに提出するものとする。

(2) 業務実施報告書

ア 月次報告書

1か月毎の業務実施報告書を、翌月10日までに1部提出すること。
対象生徒の学習状況の記録を提出すること。

イ 全体報告書

本業務の履行を完了した後、本業務全体の実施報告書を紙で1部提出すること。

8 支払方法

- (1) 上記5の業務内容のうち、(1)及び(2)は英会話教室1回ごとの単価契約とする。それ以外は総価契約とする。
- (2) 契約代金は、各月の履行確認後、受注者からの書面による請求に基づき、支払うものとする。

9 個人情報の取扱い

- (1) 受注者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び別紙3「個人情報等取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならないものとする。
- (2) この業務委託により知りえた個人情報の秘密保護に万全を期し、本事業の目的以外に個人情報を使用してはならない。
- (3) 受注者は、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマーク又は同等の認証機関が定める認定資格を取得していること。
- (4) 受注者は個人情報の取扱いに関する責任者を設置し、従事者に対する個人情報の適正な管理、保護について徹底すること。
- (5) 受注者は、従事者への個人情報取扱いに関する研修の実施と書面による区へ報告を行うこと。
- (6) 受注者は当該業務に従事する者を限定し、業務に従事する者の氏名、所属、連絡先を記載した名簿及び個人情報保護に関する誓約書を契約締結後、速やかに区に提出すること。
- (7) 本業務で、受注者が所有するコンピュータ（サーバ、パソコンや携帯情報端末等の端末装置）や受注者が利用するクラウドサービスに個人情報（個人情報を含む電子データ）を保管する際は、港区情報安全対策指針や国が定めたセキュリティ対策ガイドラインに基づき、以下の事項を順守すること。
 - ア 専用線又は専用線に準じた安全性を持つネットワークで接続されたクラウドサービスやコンピュータにのみ個人情報を保管すること。
 - イ コンピュータを使用する従事者ごとにユーザID及びログインパスワードを設定し、個人情報へのアクセス制限をすること。
 - ウ 個人情報を保管する際は、暗号化、パスワード付与等の漏えい防止対策をすること。
 - エ 本業務で利用するコンピュータには、最新のウイルス検知ソフトを導入し、ウイルスチェックを行うこと。また、ウィニー等の不特定多数のユーザとファイルを共有できるソフトの導入は禁止する。
 - オ 従事者の個人が所有するコンピュータ及び外部記録媒体を本業務に使用することを禁止する。

- (8) 発注者が提供する参加者名簿及び業務実施に伴い受注者が収集する個人情報の記録媒体は、当該事業の終了後、紙や持ち運びのできる記録媒体については速やかに発注者に返還し、パソコンのハードディスク等持ち運びのできない記録媒体については廃棄もしくは消去をすること。
- (9) 受注者は、帳票類及び外部記録媒体に記録されたものを含む個人情報の取扱いについて、以下の事項を遵守すること。
 - ア 本業務での取扱いを認められた個人情報以外の個人情報の収集及び保管を禁止すること。
 - イ 本業務を実施する場所以外での個人情報の保管及び利用を禁止すること。
 - ウ 個人情報は、専用ケース等に入れて施錠した上で持運び、收受及び運搬状況を記録すること。
 - エ 受注者が所有するコンピュータに保管していた個人情報は、業務終了後速やかに削除ソフトを用いてデータ復元が不可能な措置を行い、消去報告書を提出すること。

10 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 関係法令等を遵守し、その適用及び運用は受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合、発注者と連携して適切に対応すること。
- (6) 受注者は、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (7) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成9年港区条例第42号)第9条に規定するみなとタバコルールを遵守すること。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー

対策に努めること。

1 1 環境により良い自動車利用について

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
 - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
 - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

1 2 その他

- (1) 事前の調整や当日の実施について、学校現場に負担がかからないように十分配慮すること。
- (2) 交通費、指導業務に必要な教材等一切の諸経費は、委託料に含むものとする。
- (3) 感染症、自然災害（台風・大雨・降雪その他）等のトラブルが起こり、英会話教室の実施の中止を発注者と受注者が決定した場合、協議の上で実施日を変更できるものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び仕様書の内容に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

1 3 担当者

港区教育委員会事務局学校教育部教育人事企画課先端教育担当
03-3578-2787

履行場所一覧

No.	学校名	所在地
1	御成門学園御成門中学校	西新橋 3 - 2 5 - 3 0
2	三田中学校	三田 4 - 1 3 - 1 3
3	高松中学校	高輪 1 - 1 6 - 2 5
4	港南中学校	港南 4 - 3 - 3
5	白金の丘学園白金の丘中学校	白金 4 - 1 - 1 2
6	六本木中学校	六本木 6 - 8 - 1 6
7	高陵中学校	西麻布 4 - 1 4 - 8
8	赤坂学園赤坂中学校	赤坂 9 - 2 - 3
9	青山中学校	北青山 1 - 1 - 9
10	お台場学園港陽中学校	台場 1 - 1 - 5

別紙2 「レッスンスケジュール表」

A グループ スケジュール

マンツーマン

2026 4 April	2026 5 May	2026 6 June
2026 7 July	2026 8 August	2026 9 September
2026 10 October	2026 11 November	2026 12 December
2027 1 January	2027 2 February	2027 3 March

○ 祝日を示す

グループ

2026 4 April	2026 5 May	2026 6 June
2026 7 July	2026 8 August	2026 9 September
2026 10 October	2026 11 November	2026 12 December
2027 1 January	2027 2 February	2027 3 March

B グループ スケジュール

マンツーマン

2026 4 April	2026 5 May	2026 6 June
2026 7 July	2026 8 August	2026 9 September
2026 10 October	2026 11 November	2026 12 December
2027 1 January	2027 2 February	2027 3 March

グループ

2026 4 April	2026 5 May	2026 6 June
2026 7 July	2026 8 August	2026 9 September
2026 10 October	2026 11 November	2026 12 December
2027 1 January	2027 2 February	2027 3 March

個人情報等取扱いに関する特記事項

令和5年4月1日改正

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)、港区個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年港区条例第53号)及び港区議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年港区条例第67号)を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密保持等の義務)

第2条 受注者は、この契約により受託した事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

2 受注者は、この契約により受託した事務に従事する者及び従事した者にも、前項の義務を遵守させなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第3条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を委託された事務以外の用途に利用してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。

(再委託)

第4条 受注者は、この契約により受託した事務の一部を第三者に再委託する必要がある場合は、あらかじめ発注者に通知し、承諾を得なければならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務について前項の規定により第三者に再委託する場合は、この契約により求められる安全管理措置と同等の措置を講ずることができる事業者を再委託先とし、この契約と同等の安全管理措置を義務付ける再委託契約を結ばなければならない。また、受注者は再委託先に対して適切な監督を行い、発注者の求めに応じて、その状況を報告しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先が受注者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も同様とする。

(複写、複製等の禁止)

第5条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を発注者の許可なく複写し、又は複製してはならない。

2 受注者は、この契約により受託した事務の範囲を越えて、個人情報の加工、再生等をしてはならない。

(個人情報の安全管理措置)

第6条 受注者は、個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の安全な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時等における報告及び対応の義務)

第7条 受注者は、個人情報の漏えいその他の個人情報の保護に関する事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに発注者に通知し、当該事故の解決に努めるとともに、遅滞なくその状況を書面をもって発注者に報告しなければならない。また、受注者は、情報セキュリティにおいて問題が発生した場合は、検査、セキュリティ監査等の実地調査に対応しなければならない。

(返還及び廃棄の義務)

第8条 受注者は、この契約により受託した事務が完了したとき又はこの契約が解除されたときは、受託した事務に係る個人情報を速やかに発注者に返還しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、当該個人情報を発注者の指示に基づき廃棄するときは、第三者の利用に供されることのないよう、電磁的記録媒体の物理的な破壊、消去、溶解、裁断その他当該個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

(契約の解除、公表措置及び損害賠償義務)

第9条 発注者は、受注者が個人情報等取扱いに関する特記事項に掲げる義務に違反し、又は義務を怠った場合は、この契約を解除することができる。

2 前項の場合において、発注者は、その事実を公表することができる。

3 第一項の場合において、発注者が損害を受けたときは、受注者はその損害を賠償しなければならない。契約期間満了後も同様とする。

(監査・検査への協力等)

第10条 発注者は、受注者がこの契約により受託した事務の処理に伴う個人情報の取扱いについて、個人情報等取扱いに関する特記事項に基づき、必要な措置を講じていることを確認するため、受注者に報告を求めることができる。

2 発注者は、受注者に通知し、個人情報の管理状況について監査・検査を実施することができる。再委託先についても同様とする。

(第11条から第16条までの条文は、「特定個人情報(※)」の取扱業務を委託する契約のみ)

(特定個人情報管理体制の整備)

第11条 受注者は、委託業務を統括管理する部署に特定個人情報保護管理責任者を置き、委託業務を実行する部署に特定個人情報保護責任者を置か

なければならない。

(特定個人情報を取り扱う従業者の明確化)

第12条 受注者は、特定個人情報を取り扱う従業者及びその役割を指定し、事前に従業者名簿を発注者へ提出しなければならない。

(従業者への教育訓練及び監督)

第13条 受注者は従業者に対して、委託業務を行うために必要な教育及び訓練を実施し、継続的に監督するとともに、秘密保持契約を締結する等の人的安全管理措置を講じなければならない。

(持出しの禁止)

第14条 受注者は、この契約により受託した事務に係る特定個人情報を指定された区域から持出ししてはならない。

(契約内容の遵守状況についての報告)

第15条 受注者は、契約内容の遵守状況、特定個人情報の安全管理体制等を書面で報告しなければならない。

(安全管理措置の改善)

第16条 受注者及び発注者は、第9条に基づく監査・検査の結果及び前条に基づく委託業務の遵守状況等についての報告を踏まえ、委託業務における特定個人情報の安全管理措置の改善要否を協議し、改善が必要と判断した場合は双方協力のうえ対応しなければならない。

※「特定個人情報」とは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

(以下の条文は、該当する契約のみ)

(電磁的記録媒体の保管)

第17条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を施錠して保管しなければならない。

(電磁的記録媒体の搬送)

第18条 受注者は、この契約により受託した事務に係る個人情報を記録した電磁的記録媒体を持ち出す場合は、電磁的記録の暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施し、専用ケース等に入れて施錠した上で、安全対策を施して搬送しなければならない。